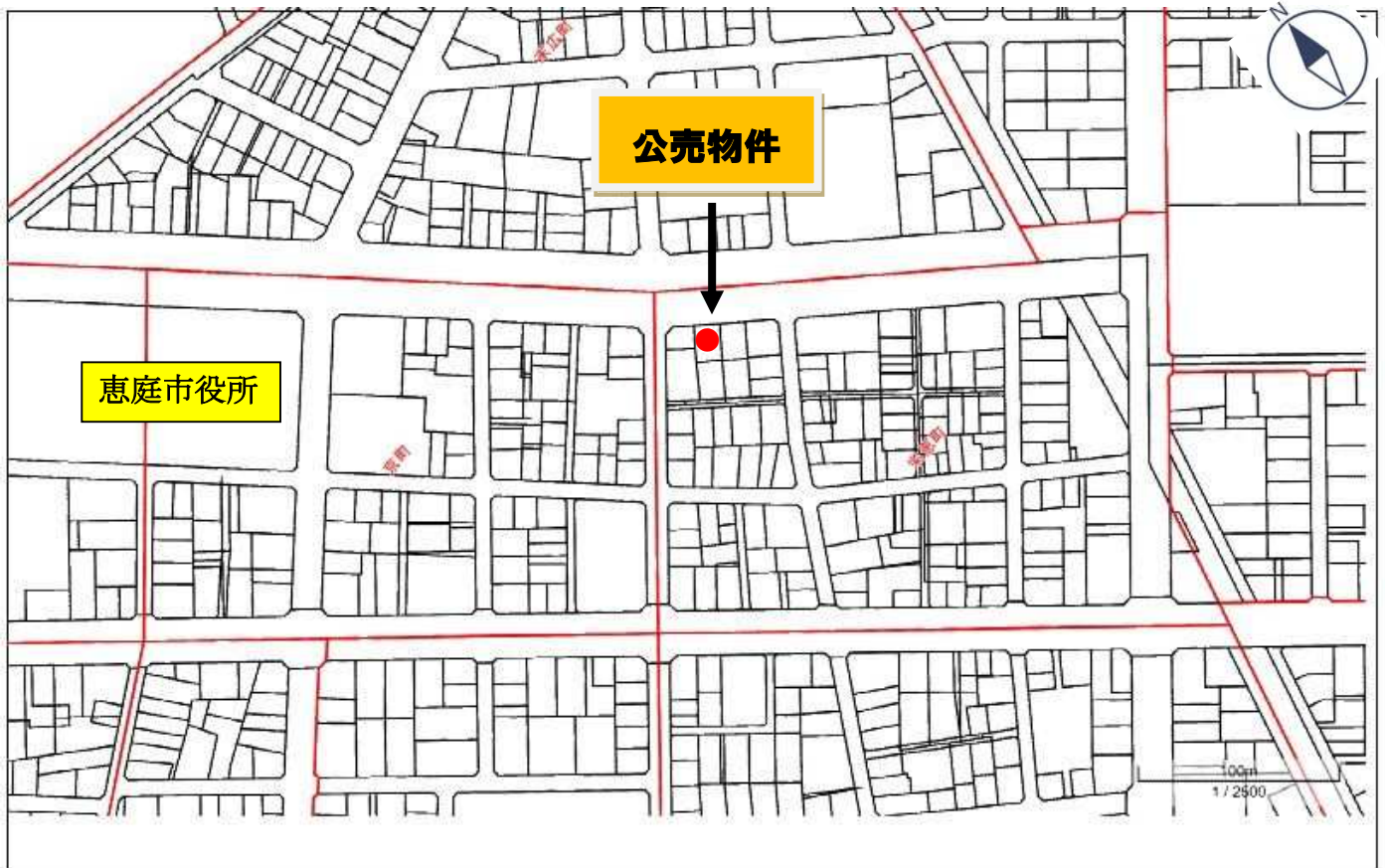


売却区分番号	恵-1		
見積価額	¥630,000-	公売保証金	¥63,000-
財産の表示	<p>対象物件1 主たる建物の表示</p> <p>所在 恵庭市栄恵町 2番地 家屋番号 2番 種類 居宅 構造 木・石造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床面積 1階 108.19平方メートル 2階 87.76平方メートル</p> <p>以上、登記簿による表示</p>		
公法上の規制	<p>市街化区域 商業地域 建ぺい率80% 容積率400% 高さ制限 無 日影規制 無 文化財保護法に規定する埋蔵文化財包蔵地指定外 土壌汚染対策法に基づく区域外</p>		
接道状況	<p>北東側 幅員約36.0mの公道(恵庭大通) 敷地内は接面道路よりほぼ等高で接面している。</p>		
使用状況	<p>昭和36年2月25日新築 対象財産の所有者が亡くなって以降、使用されていない。</p>		
境界・地積等	<p>土地所有者別に有り</p>		
一括換価	<p>対象物件1は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。 なお、見積価額の対象物件ごとの内訳は以下のとおりです。 対象物件1 630,000円</p>		
住居表示	<p>恵庭市栄恵町2番地</p>		
最寄駅等	<p>JR北海道 千歳線 恵庭駅 徒歩約10分 恵庭コミュニティーバス バス停『市役所・市民会館』から徒歩約5分</p>		
供給処理施設	<p>電気止 上水道管無、井戸水使用されていたが平成30年休止 ガス管理設有り(プロパンガス)</p>		
その他事項	<p>公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価格をもって行います。</p>		
留意事項	<p>公売は現状有姿により行うものであるため、次の事項を十分にご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不動産内にある家屋や残置物など全てのものについて買受人の責任において処分してください。 2 現存する対象物件1は経年劣化により外壁の剥がれ等が確認されています。近隣住民の安全上に問題がある場合は速やかに処分する必要が発生することから、修繕または取壊しが必要になる可能性があります。 3 不動産内の残置物の処分については法律に基づき適正に処分してください。 4 アスベストや土壌汚染、ダイオキシンに関する専門的な調査は行っておりません。 5 公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、執行機関(市)は、担保責任を負いません。 		

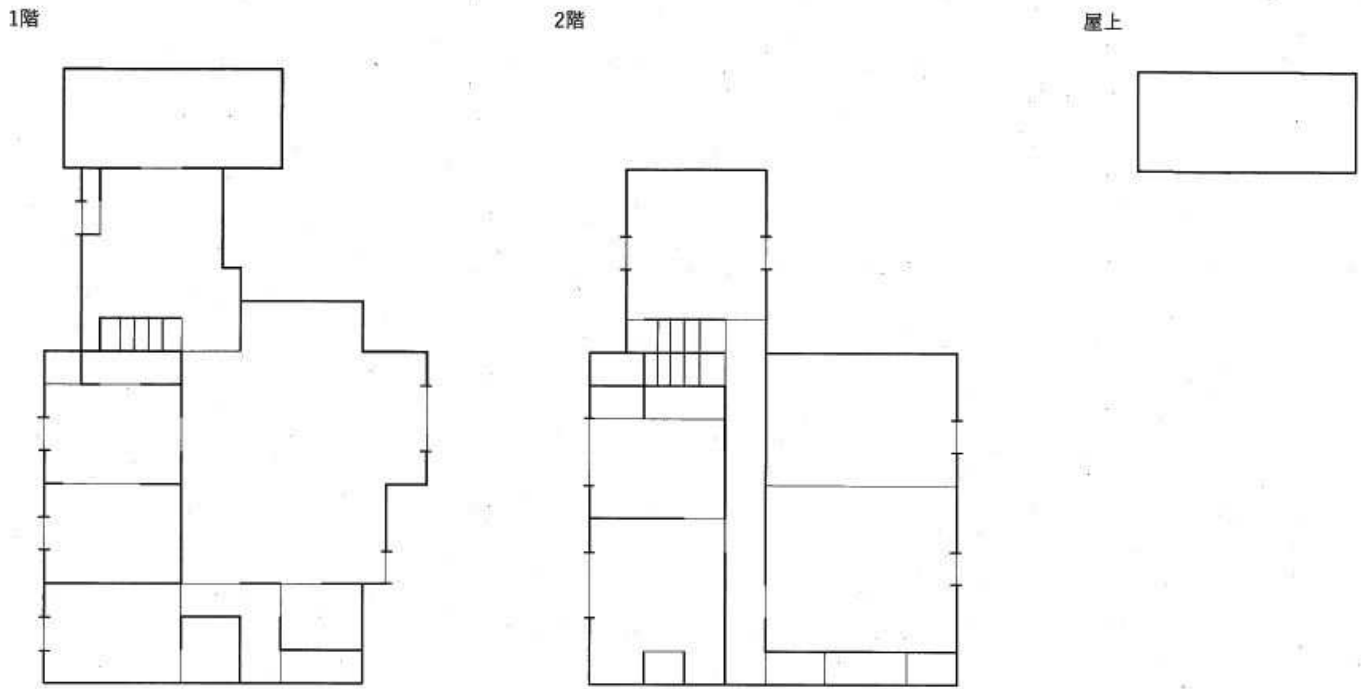
【位置図 広域】



【位置図 近隣】

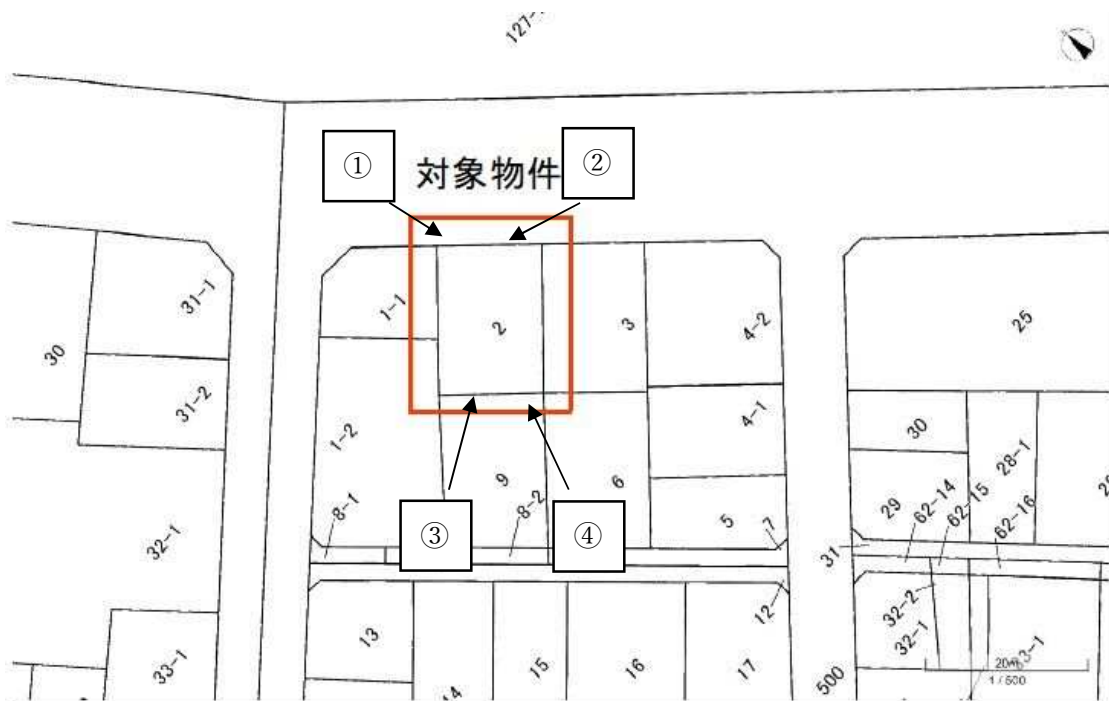


間取図 (現況)



※手書きの為、現況を優先致します。

物件写真(撮影位置図)



①



②



③



④

